

## 注 記 表

〔 2008年4月 1日から  
2009年3月31日まで 〕

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品	主として総平均法による原価法
原材料	主として総平均法による原価法
貯蔵品	最終仕入原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

#### (2) 有形固定資産の減価償却方法

法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

建物（建物附属設備は除く）

イ 平成10年3月31日以前に取得したもの  
旧定率法

ロ 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの

旧定額法

ハ 平成19年4月1日以降に取得したもの  
定額法

建物以外

イ 平成19年3月31日以前に取得したもの  
旧定率法

ロ 平成19年4月1日以降に取得したもの  
定率法

主な耐用年数

建物及び構築物 2～50年

機械装置 7年

#### (3) 無形固定資産の減価償却方法

定額法

#### (4) 重要な引当金の計上の方法

貸倒引当金

売上債権・貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については税法繰入率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における自己都合要支給額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

役員退職慰労金引当金

役員の退職慰労金について、「役員退職金慰労金要領」に基づいて当事業年度末要支給額を計上しております。

- (5) リース取引の処理方法                      リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (6) 消費税等の会計処理の方法              消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更

### (1) 会計基準等の改正に伴う変更

当会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）を適用し、評価基準については原価法から原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）に変更しております。

なお、この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税金等調整前純利益は、それぞれ108万円減少しております。

### (2) (1) 以外の変更

当社は、法人税法の改正を契機として資産の利用状況等を見直した結果、機械装置の耐用年数を4～10年から4～7年に変更しております。

なお、この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、当期間の減価償却費は327万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前純利益は、それぞれ327万円減少しております。